

### 3 第1号被保険者の介護保険料

#### (1) 介護保険料の推移

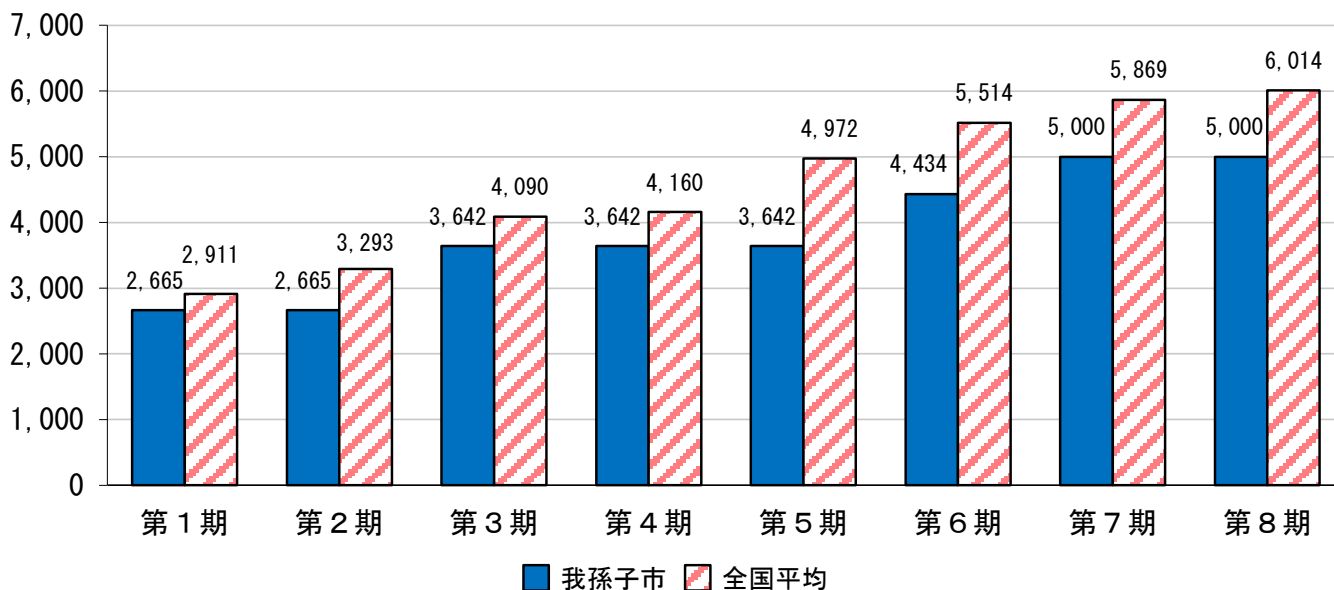
介護保険は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え合う制度です。そのため、高齢者を含む40歳以上の方に介護保険料を納めていただいています。65歳以上の方の介護保険料は、3年間の介護保険事業計画期間中のサービス（給付費/地域支援事業費）の見込み量に応じて市町村ごとに決定しています。

第1期(平成12～14年度)で2,911円だった全国平均基準月額額は、第8期(令和3～5年度)で6,014円になりました。

本市の介護保険料基準月額額は第1期の2,665円から第8期では5,000円に上昇しています。

介護保険料の推移

(単位：円)

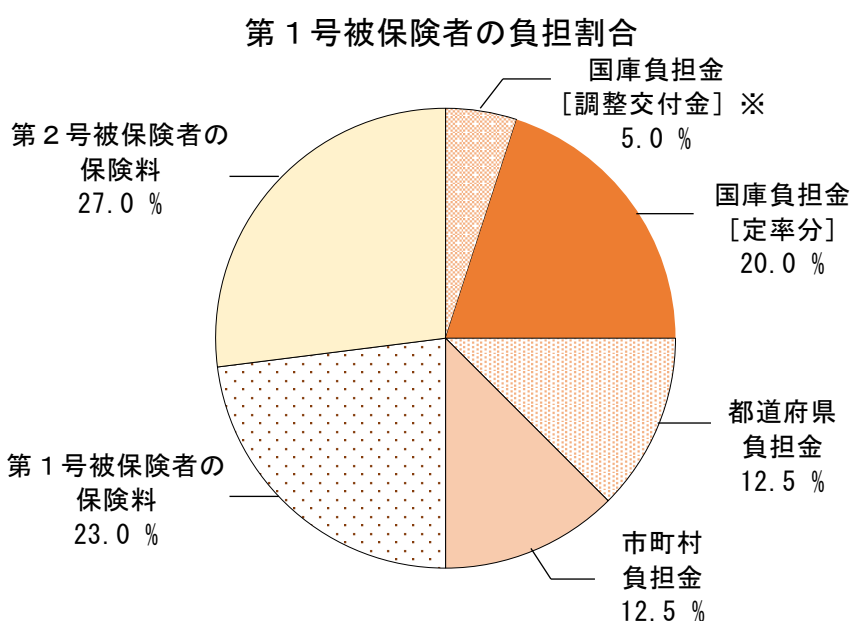


## (2) 第9期の介護保険料

### ①第9期の介護保険事業費の見込み

高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加や、新規の介護保険施設の開設等様々な要因から、介護サービスの利用は増加を見込んでいます。また、第1号被保険者の総給付費に対する負担率は前期と同様に23%となります。

第9期の介護保険事業費（介護保険給付費と地域支援事業費の合計額）は、第8期の約334億4千万円から約378億4千万円に増額の見込みです。調整交付金の5%に満たない分（0.98%）は第1号被保険者の負担となり、標準の23%と合わせて約87億円が第1号被保険者の負担分となります。



\* 国及び県の負担割合は、在宅サービスと施設サービスで異なる負担割合が適応されます。

\* 国庫負担金は25%が標準ですが、市町村ごとの介護保険財政の地域格差を調整するため、5%相当分を国庫負担金[調整交付金]として交付するものです。本市の第9期における調整交付金交付率は平均で4.06%です。

### ②介護保険料の上昇抑制対策

介護保険財政調整基金から約6億4千万円を第9期の介護保険料の抑制に活用します。

### ③第9期介護保険料基準額

第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）における第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）は、以下のとおりとなります。

保険料基準額（月額）	5,500円
------------	--------

### (3) 第9期の所得段階別保険料

本市では第9期の介護保険料基準額を5,500円と定め、所得段階の細分化と軽減措置を講じて行きます。

#### ①所得段階の弾力化

国が定める標準13段階のうち9段階以降の弾力化を行い、全体で18段階の保険料としました。

具体的には、合計所得金額300万円以上400万円未満を第9段階とし、第10段階からは合計所得金額400万円以上1,000万円未満までを100万円ごと、第16段階から第17段階は500万円ごとに区切り、合計所得金額2,000万円以上を第18段階としました。

#### ②低所得者層への軽減措置

第1段階から第3段階の保険料については、国が示す低所得者の第1号保険料の軽減強化にあわせ、軽減措置を行います。